

神戸市放課後児童支援員認定資格研修実施要綱

(1) 趣旨

神戸市放課後児童支援員認定資格研修は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるために、神戸市長が行う研修（以下「認定資格研修」という。）である。

(2) 実施内容

(ア) 開催回数・定員

開催回数は年に2回、1回あたり4日間開催、定員は1回の研修あたり概ね100名とする。

(イ) 対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(ウ) 研修項目・科目等及び講師要件

研修項目・科目等は放課後児童支援員認定資格研修事業実施要綱のとおりとする。講師については市が認定資格研修を適切に実施、指導できると認められた者に依頼する。教材については、研修カリキュラムを適切に実施する上で適当な物を使用するものとする。

(エ) 研修の期間

1回の認定研修の期間は、原則2か月以内とする。ただし、これにより難しい場合は6か月以内での実施も可能とする。

(オ) 科目の一部免除

既に取得している資格等に応じて、次のとおり研修科目の一部を免除する。

資格	免除できる科目
保育士の資格を有する者	別紙の「2-④子どもの発達理解」 「2-⑤児童期（6～12歳）の生活と発達」 「2-⑥障害のある子どもの理解」 「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」
社会福祉士の資格を有する者	別紙の「2-⑥障害のある子どもの理解」 「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」
教諭となる資格を有する者	別紙の「2-④子どもの発達理解」 「2-⑤児童期（6～12歳）の生活と発達」

<p>国が実施する放課後児童支援員認定資格研修事業に係る講師養成研修の修了者で県に講師登録した者</p>	<p>別紙の「1-②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護」</p> <p>「3-⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援」</p> <p>「3-⑨子どもの遊びの理解と支援」</p> <p>「3-⑩障害のある子どもの育成支援」</p> <p>「4-⑪保護者との連携・協力と相談支援」</p> <p>「4-⑫学校・地域との連携」</p> <p>「5-⑭安全対策・緊急時対応」</p> <p>「6-⑮放課後児童支援員の仕事内容」</p> <p>「6-⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令遵守」</p>
--	--

(カ) 既修了科目の取扱い

受講者が認定研修受講中に、他の市町村に転居した場合、病気等のやむを得ない理由により認定研修の一部を欠席した場合等において既修了科目については、「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を発行することができる。ただし、放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証の有効期間は、発行の日から1年間とする。

(キ) 修了評価

受講者は、認定研修の1日終了後ごとにその日の受講内容について、「放課後児童支援員認定資格研修修了認定チェックシート（レポート）」（様式第2号）を提出しなければならない。

なお、本評価は、受講者が放課後児童支援員として業務を遂行する上で、必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものであり、科目履修の可否を決定するものではない。

(3) 受講の申込み及び受講資格等の確認

(ア) 受講の申込み及び受講資格等の確認

- ① 認定研修の受講者募集については、市が募集を行う。
- ② 市は、1回の認定研修が定員より多い場合、地域性、市が付した優先順位を考慮し、受講者を決定するものとする。
 (優先順位) ①市内従事者（市外在住者含む）②市内在住で市内で従事していない者③市外在住者で市内で従事していない者
- ③ 受講希望者は、認定研修の申込みにあたり、基準第10条第3項の各号のいずれに該当するかを確認できる各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本又はその写し等を提出するものとする。なお提出された書類は返却しない。

(イ) 受講者本人の確認

受講者は、認定研修の受講にあたり、住民票の写し、健康保険証、運転免許

証、パスポート、マイナンバーカード等を提示し、本人確認を受けなければならない。

(4) 修了の認定・修了証の交付

市は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯形式〕（様式第3号）（以降、修了証という。）を神戸市長名で交付する。

なお、修了の認定及び修了証の交付については、団体等に委託することができない。

(5) 認定等事務

(ア) 認定者名簿の作成

市は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した「神戸市放課後児童支援員認定者名簿」（以降、認定者名簿という。）を作成する。

(イ) 認定者名簿の管理

市は、認定者名簿を管理するに際して、神戸市情報セキュリティポリシーに定める事項を遵守するとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備するものとする。

(ウ) 修了証の再交付等

認定を受けた者は、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更があった場合、又は修了証を紛失（又は汚損）した場合は、神戸市放課後児童支援員認定者名簿登録情報変更届（様式4号）又は神戸市放課後児童支援員認定資格研修修了証再発行申請書（様式5号）により届け出ることとし、市は届出に基づき、認定者名簿を更新するとともに、必要に応じて修了証を再発行する。

(エ) 認定の取消

市は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除するものとする。

- ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合
- ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合
- ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合
- ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合

(6) その他

- ① 市は、前記の研修の実施について、研修を実施する上で適当と認める団体等に委託することができる。なお、この場合「市」とあるものは、別途

定めがない限り「委託を受けた団体等」に読み替える。

- ② 研修参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

(様式第1号：用紙規格は日本工業規格A4縦型)

第 号

放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修において、次の研修科目を修了したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

神戸市長

(様式第2号)

放課後児童支援員認定資格研修修了認定チェックシート（レポート）

研修開催日ごとに、このチェックシートを作成して提出してください。提出がない場合、記載漏れがある場合は研修の修了を認定できません。

受講日	
受講番号	
氏名	

※受講者番号は受講証に記載されています。

科目番号	
研修内容は理解できましたか。該当する番号に○を記してください。	1 よく理解できた。 2 理解できた。 3 難しかったが少しは理解できた。 4 理解できず、再度受講したい（当該科目の修了認定不要）。
講義を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われることを記載してください。	

科目番号	
研修内容は理解できましたか。該当する番号に○を記してください。	1 よく理解できた。 2 理解できた。 3 難しかったが少しは理解できた。 4 理解できず、再度受講したい（当該科目の修了認定不要）。
講義を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われることを記載してください。	

科目番号	
研修内容は理解できましたか。該当する番号に○を記してください。	1 よく理解できた。 2 理解できた。 3 難しかったが少しは理解できた。 4 理解できず、再度受講したい（当該科目の修了認定不要）。
講義を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われることを記載してください。	

科目番号	
研修内容は理解できましたか。該当する番号に○を記してください。	1 よく理解できた。 2 理解できた。 3 難しかったが少しは理解できた。 4 理解できず、再度受講したい（当該科目の修了認定不要）。
講義を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われることを記載してください。	

※科目番号は研修プログラムに記載されています。

(様式第3号一①：用紙規格は日本工業規格A4縦型)

第 号

放課後児童支援員認定資格研修修了証

氏 名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準に関する基準（平成26年厚生労働省
令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したことを証明する。

○研修科目名：

年 月 日

神戸市長

(様式第3号一②)

第 号

放課後児童支援員認定資格研修修了証
(携帯用)

氏名

年 月 日生

放課後児童健全育成事業の設備及び
運営基準に関する基準（平成26年厚生
労働省令第63号）第10条第3項に規定
する研修を修了したことを証明する。

年 月 日

神戸市長

(様式第4号)

年 月 日

神戸市放課後児童支援員認定者名簿登録情報変更届

神戸市長様

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

(記名・押印又は自署)

電話 _____

(平日9時～17時に連絡が取れる電話番号)

修了番号 神戸市 _____ 年度第 _____ 回 _____ 号

(修了証の右上に記載されている番号を記載)

神戸市放課後児童支援員認定者名簿の登録情報に変更がありましたので、下記のとおり届出します。個人情報の取扱いについて同意します。

記

項目		内容
氏名	(変更後)	
	(変更前)	
住所	(変更前)	
	(変更後)	
連絡先	(変更前)	
	(変更後)	
その他 ()	(変更前)	
	(変更後)	

【提出書類等】

(1)	神戸市放課後児童支援員認定者名簿登録情報変更届	この用紙
(2)	(氏名、住所が変更になった場合) 変更内容が確認できる公的書類の写し	戸籍全部事項証明、住民票の写しなど

(3)	(氏名が変更になった場合) 放課後児童支援員認定資格研修修了証 (A 4サイズ、携帯用)	修了証を紛失した場合は、合わせて再発行申請を行ってください。
(4)	(氏名が変更になった場合) 返信用封筒 (角形2号)	送付先を記載 440円分の切手を貼付 (簡易書留にて郵送します。不足分は受け取り時にご負担ください)

○個人情報の取扱いについて

(1) 本申請書に記載いただいた氏名、住所その他の個人情報及び資格認定に関する記録は、神戸市において、放課後児童支援員認定資格研修に関する業務とこれらに付随する業務を行うために使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び地方公共団体間の相互の利用・提供のために使用します。

上記の業務は、神戸市より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行います。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要な事項に限り、記載いただいた個人情報の全部または一部を提供します。

(2) 個人情報は、上記以外は原則として第三者に開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。

(様式第5号)

年 月 日

神戸市放課後児童支援員認定資格研修修了証再発行申請書

神戸市長様

届出者 住所 _____

氏名 _____ ㊟

(記名・押印又は自署)

電話 _____

(平日9時～17時に連絡が取れる電話番号)

神戸市放課後児童支援員認定資格研修修了証を再発行していただきたく、下記のとおり申請します。個人情報の取扱いについて同意します。

記

項目	内容
申請理由	<input type="checkbox"/> 修了証の紛失 (<input type="checkbox"/> A4サイズ、 <input type="checkbox"/> 携帯用) <input type="checkbox"/> 修了証の汚損
氏名	
生年月日	
住所	
連絡先	
受講年度及び実施回	年度 第 回

【提出書類等】

(1)	神戸市放課後児童支援員認定資格研修修了証再発行申請書	この用紙
(2)	返信用封筒（角形2号）	送付先を記載 440円分の切手を貼付（簡易書留にて郵送します。不足分は受け取り時にご負担ください）
(3)	放課後児童支援員認定資格研修修了証（A4サイズ、携帯用）	修了証のうち、A4サイズ、携帯用の一方を紛失した場合は、残りの修了証を提出してください。

○個人情報の取扱いについて

(1) 本申請書に記載いただいた氏名、住所その他の個人情報及び資格認定に関する記録は、神戸市において、放課後児童支援員認定資格研修に関する業務とこれらに付随する業務を行うために使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び地方公共団体間の相互の利用・提供のために使用します。

上記の業務は、神戸市より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行います。業務委託にあたり、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要な事項に限り、記載いただいた個人情報の全部または一部を提供します。

(2) 個人情報は、上記以外は原則として第三者に開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益などを保護するために必要であると判断できる場合、その他緊急の必要があり個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に個人情報を開示することがあります。